

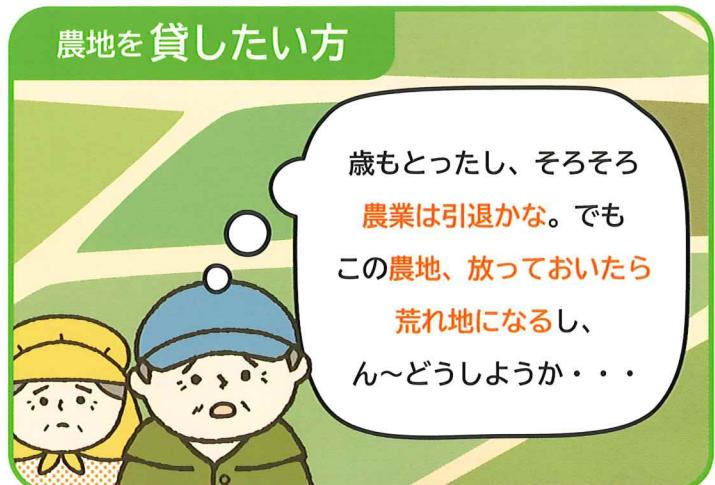


# 集積・集約化で農地を有効活用！

## 「農地バンク」は農地の貸し借りをお手伝いします！



「農地」のこんなお悩みはありませんか？



まずは、農地のある市町村の農政担当課または農業委員会へご相談ください。

### 相談・申し込み

農地のある市町村・農業委員会

連携

協力



### 農地の貸し借りの手続き

#### ① 農地の貸し借りに関する相談・申し込み

農地のある市町村・農業委員会の相談窓口で農用地等の貸し借りについて相談や申込みをしてください（随時）。また、地域計画を作るために地域の話し合い活動が行われていますので、ご参加いただき、話をしてみてください。

#### ② マッチング・条件調整等の貸借に関する協議

農地のある市町村・農業委員会においてマッチングや賃料等の貸借条件に関する調整・協議を行います。

#### ③ 貸借契約の締結

協議が整いましたら、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

スムーズに手続きが進むようお手伝いします！



農地バンクを活用すると様々なメリットがあります



農地を貸したい方

農地を貸したい方

農地を借りたい方

複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、農地バンクに一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。

契約期間終了後、農地は必ず返還されます。  
契約更新も可能です。

長期間、農地を借りることも可能で、  
計画的に営農できます。

要件を満たせば、  
固定資産税の軽減が受けられます。

要件を満たせば、基盤整備や機械導入等の補助事業や  
資金の活用において優遇措置があります。

相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。  
(税務署への届け出が必要)

法律に基づく手続きによる権利設定ができます。